

# 伊豆の国市民憲章



# 目次

伊豆の国市民憲章 .....	02
市民憲章の制定まで .....	06
伊豆の国市市民憲章審議会委員（敬称略） .....	08
伊豆の国市民憲章審議会条例 .....	09
Izunokuni City Citizens' Charter (English) .....	10

# 伊豆の国市民憲章

伊豆半島の北部に位置し、雄大な富士山と狩野川の清流に抱かれた伊豆の国市。

わたしたちはこのまちで、韮山反射炉をはじめとする世界に誇る歴史遺産や、地域で育まれた豊かな文化を今に伝えてきました。

わたしたち伊豆の国市民は、多様性を尊重し合いながら、誰もが幸せに暮らせるまちを自らの手でつくるため、ここに市民憲章を定めます。

わたしたちは、

- 一、誰もが安心して暮らせるよう、人とのあたたかいつながりを築きます。
- 一、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を守り、未来に伝えます。
- 一、未来を担う子どもたちを、地域みんなで育みます。
- 一、地域の力を活かし、世界へ続く道をひらきます。
- 一、すべての人が、大切にされるまちをつくります。

(令和7年4月1日制定)

## (前文)

伊豆半島の北部に位置し、雄大な富士山と狩野川の清流に抱かれた伊豆の国市。

わたしたちはこのまちで、韮山反射炉をはじめとする世界に誇る歴史遺産や、地域で育まれた豊かな文化を今に伝えてきました。

わたしたち伊豆の国市民は、多様性を尊重し合いながら、誰もが幸せに暮らせるまちを自らの手でつくるため、ここに市民憲章を定めます。

---

## (解説)

### ○伊豆半島の北部に位置し、雄大な富士山と狩野川の清流に抱かれた伊豆の国市。

全国に発信していこうとする観点から、市の地理的特徴を客観的に示しています。

また、市民のみなさんからの意見で地域の誇りとして最も多く挙げられた「富士山」、「狩野川」を明記しています。

### ○わたしたちはこのまちで、韮山反射炉をはじめとする世界に誇る歴史遺産や、地域で育まれた豊かな文化を今に伝えてきました。

市民のみなさんからの意見で最も多く挙げられた「韮山反射炉」を明記しています。

また、世界遺産、国宝、重要文化財、国史跡などの歴史遺産と地域の伝統行事を示しています。

### ○わたしたち伊豆の国市民は、多様性を尊重し合いながら、誰もが幸せに暮らせるまちを自らの手でつくるため、ここに市民憲章を定めます。

目指すべき目標として一人ひとりが幸せになるウェルビーイング<sup>\*1</sup>の向上を目指していこうとする思いが込められています。

また、ノーマライゼーション<sup>\*2</sup>、多文化共生、インクルーシブ<sup>\*3</sup>、多様性、基本的人権の尊重といったこれからの時代において欠かすことのできない視点や住民自治の視点を示しています。

#### (言葉の説明)

※1…身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたり持続的な幸福を含む概念。

※2…高齢者や障がいを持っている人が社会から排除されることなく、健常者と同等の生活をできるような社会が正常（ノーマル）であるという理念。

※3…障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくこと。

## (本文1)

わたしたちは、  
誰もが安心して暮らせるよう、人とのあたたかいつながりを築きます。

---

### (解説)

地域活動への参画や地域での見守り、災害への備えなど、社会的関係を構築することで、誰もが安全・安心に暮らせるまちをつくっていかうとする思いが込められています。

## (本文2)

先人から受け継いだ自然や歴史、文化を守り、未来に伝えます。

---

### (解説)

伊豆の国市の豊かで美しい自然環境、また、歴史や地域の伝統的な祭礼行事、産業、芸能などの文化を守ってきた先人への畏敬の念と、次の世代に継承していかうとする思いが込められています。



### (本文3)

未来を担う子どもたちを、地域みんなで育みます。

---

#### (解説)

少子高齢化や人口減少社会においても、将来にわたって住みよいまちを目指すため、未来を担う子どもたちを地域で大切にし、子どもたちの成長を支えていこうとする思いが込められています。

### (本文4)

地域の力を活かし、世界へ続く道をひらきます。

---

#### (解説)

世界を見据えたグローバル\*4の視点とともに、地域の産業や社会活動、教育資源などを「地域の力」と表現した上で、活力あふれるまちを目指していこうとする思いが込められています。

#### (言葉の説明)

※4…グローバルとローカルを合わせた造語で、地域性を考慮しながら、地球規模の視点で考え行動すること。

### (本文5)

すべての人が、大切にされるまちをつくります。

---

#### (解説)

マイノリティ（社会的少数者）や観光客、市内出身者で現在は市外在住者、市外からの通勤・通学者も含めて、国籍、民族、年齢、性別などに関わらず、伊豆の国市に関わる全ての人々が、地域社会の一員として大切にされるまちを目指していこうとする思いが込められています。

# 市民憲章の制定まで

伊豆の国市では、令和7年4月に迎える市制施行20周年を契機として、市民が一体となって歩むべき伊豆の国市の未来に向けた道しるべを刻むものとして、伊豆の国市民憲章を制定しました。

## 1 策定体制

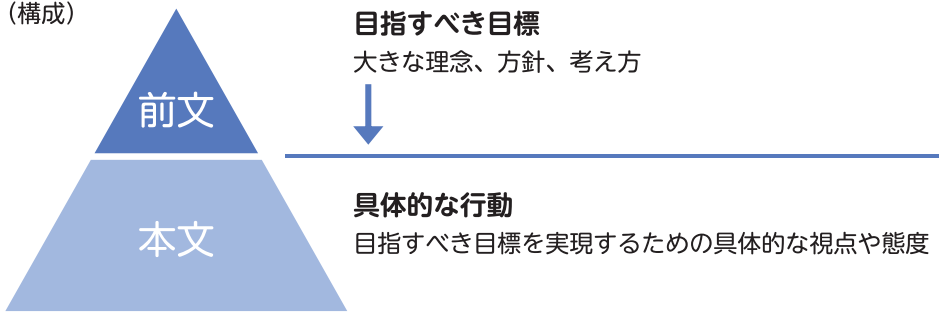
有識者や公共的団体の代表者、公募市民により構成する伊豆の国市市民憲章審議会において文案の検討及び策定を進めました。

## 2 市民等からの意見聴取





文案の検討に当たっては、ワークショップや市民・小中学生からの意見募集及び各種団体に対するヒアリング等を通じて、伊豆の国市の魅力やあるべき将来像に関する意見等を広く聴取し、寄せられた意見を参考に文案検討を進めました。

## 3 審議会における視点

審議会では、以下のような視点に立って文案検討を進めました。

全体	<p>(構成)</p>  <p><b>目指すべき目標</b> 大きな理念、方針、考え方</p> <p>↓</p> <p><b>具体的な行動</b> 目指すべき目標を実現するための具体的な視点や態度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・覚えやすいという観点からシンプルにまとめること。</li><li>・未来の市民憲章への担い手である世代へも訴えるため、目安として小学5年生でも理解できる表現とする。</li></ul>
前文	<ul style="list-style-type: none"><li>・市の歴史や自然環境、誇るべき点などを入れる。</li><li>・目指すべき目標としてウェルビーイングの概念のほか、ノーマライゼーション、インクルーシブ、多様性、基本的人権の尊重、住民自治の視点を反映する。</li></ul>
本文	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民参加、協働の観点からも市民が主語にあるべきと考え、文頭・文末の表現は「わたしたちは～します。」に統一する。</li><li>・誰もがそれぞれの立場で取り組める内容とする。</li></ul>

## 4 制定までのあゆみ

日時	内容
令和5年8月	第1回審議会（市長から審議会へ諮問）
9月	市役所若手職員ワークショップ 
10月	第2回審議会
12月 ～令和6年1月	市民及び小中学生への意見募集 市民ワークショップ アピタ大仁店、中央図書館、温泉場お散歩市での意見聴取   市民ワークショップ アピタ大仁店  温泉場お散歩市
令和6年2月	第3回審議会
3～4月	各種団体に対するヒアリング
5月	第4回審議会
6月	第5回審議会
7月	市議会への経過報告
8月	伊豆の国市民憲章（素案）に対するパブリックコメント
10月	第6回審議会（審議会から市長へ答申）
11月	市議会への報告
令和7年4月	伊豆の国市民憲章の制定



# 伊豆の国市市民憲章審議会委員（敬称略）

〈令和5年度〉

	役職	氏名	所属等	区分
1	委員	三枝 治好	大仁中学校	識見を有する者
2	会長	柴 雅房	静岡県立中央図書館	識見を有する者
3	委員	菅沼 堅吾	東京新聞	識見を有する者
4	委員	尾沢 勇紀	伊豆中央法律事務所	公共的団体の代表者
5	委員	鳩川ゆかり	伊豆の国市PTA連絡協議会	公共的団体の代表者
6	委員	望月 敬太	伊豆の国市商工会	公共的団体の代表者
7	委員	土屋 司	伊豆の国市観光協会	公共的団体の代表者
8	副会長	中野あゆみ		公募による市民

〈令和6年度〉

	役職	氏名	所属等	区分
1	委員	三枝 治好	大仁中学校	識見を有する者
2	会長	柴 雅房	静岡県立中央図書館	識見を有する者
3	委員	菅沼 堅吾	東京新聞	識見を有する者
4	委員	尾沢 勇紀	伊豆中央法律事務所	公共的団体の代表者
5	委員	高田 篤	伊豆の国市PTA連絡協議会	公共的団体の代表者
6	委員	鳩川ゆかり	伊豆の国市商工会	公共的団体の代表者
7	委員	望月 敬太	伊豆の国市観光協会	公共的団体の代表者
8	副会長	中野あゆみ		公募による市民

# 伊豆の国市民憲章審議会条例

○伊豆の国市市民憲章審議会条例

令和5年3月24日条例第6号

伊豆の国市市民憲章審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市民憲章の制定に関し必要な事項を調査し、及び審議するため、伊豆の国市市民憲章審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条の市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とする。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。  
別表総合計画審議会の委員の項の次に次のように加える。

## Izunokuni City Citizens' Charter

Located in the northern part of the Izu Peninsula, Izunokuni City is nestled between the majestic Mount Fuji and the clear water of the Kano River. We have inherited world-class historical heritage, including the Nirayama Reverberatory Furnaces, and a rich culture nurtured in the community. We, the citizens of Izunokuni, hereby established the Citizens' Charter in order to create a city with our own hands where everyone can live happily while respecting each other's diversity.

We will:

- build warm relationships with people so that everyone can live in peace.
- protect the nature, history and culture inherited from our predecessors and pass them on to the future.
- nurture the children of the future together with everyone in the community.
- harness the power of the community and open the way to the world.
- create a city where all people are valued.

Established on April 1, 2025.



伊豆の国市 企画財政部 企画課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

TEL.055-948-1413 FAX.055-948-2915

令和7年4月発行